

平成 29 年度第 2 回京都市市民参加推進フォーラム会議の公開について

平成 29 年度第 2 回京都市市民参加推進フォーラム会議については、下記の理由により非公開とする。

(理由)

本会議においては、京都市のまちづくり活動の状況について、アンケート結果を確認するほか、ヒアリングの対象となる方を選定する。

ヒアリング対象者の選定に当たっては、アンケート回答者の個人名とアンケートの回答内容を併せて議論する必要があり、これらを公にすることは、回答者のプライバシーを損ねるとともに、選定のための議論を妨げる恐れがある。

このため、京都市市民参加推進条例第 7 条第 1 項並びに京都市情報公開条例第 7 条第 1 号及び第 3 号の規定により、本会議は非公開とする。

なお、会議を開催することについては、日時や議論、非公開理由等を明記し、京都市ホームページ上で公表をしている。

会議資料と摘録については、プライバシーに関わる情報を伏せた上で、通常と同様の方法で京都市ホームページで公表する。

【参考】

京都市市民参加推進条例（抜粋）

第 7 条 附属機関の会議及び市民、学識経験のある者等で構成する会議は、公開しなければならない。ただし、会議を公開することにより非公開情報(京都市情報公開条例第 7 条に規定する非公開情報をいう。以下同じ。)が公になる場合その他別に定める場合は、この限りでない。

2 前項の会議を招集する者は、当該会議の期日までに相当な期間を置いて、当該会議について、開催する日時及び場所、議題、傍聴の可否その他必要と認める事項を公表しなければならない。ただし、緊急を要するとき、又はこれらの事項を公表することにより非公開情報が公になるときは、この限りでない。

3 第 1 項本文の規定により公開した会議については、会議録を作成し、これを公表しなければならない。

京都市情報公開条例（抜粋）

第 7 条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）

であって、個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの。

(2) (略)

(3) 法人等又は個人が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。

(以下、略)